

自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、B地区藤沢自治会と称し、事務所を当該区域内に置く。

(組織)

第2条 本会は、末尾添付の別表（地図）に示す区域に居住する者で組織するものとする。

(会員)

第3条 本会は、前条の区域内に居住する世帯主又は不在地主等これに準ずる者を会員とする。

(目的)

第4条 本会は、民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて地域住民の親睦並びに共同福祉の増進を図ることを目的とする。

第2章 事業及び役員

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の部を置き各種事業を行なう。

- (1) 総務部 総会、役員会等の開催、役員との連絡及び、集会所 運営業務、その他他の部に属さない事項に関すること。
- (2) 環境部 ゴミ処理、公園・緑道等の掃除及び植栽の維持管理、環境・衛生に関すること。
- (3) 防犯安全部 防犯灯の維持管理、防犯パトロールの推進等防犯意識の向上、防犯防火等に関すること及び交通事故防止等に関すること。
- (4) 防災部 防災計画、防災訓練など防災に関すること。
- (5) 広報部 自治会だよりの発行、各種回覧物の配布などの広報業務に関すること。
- (6) 体育青少年部 青少年向け行事の実施等、体育活動および青少年活動に関すること。
- (7) 福祉部 福祉行事の実施、福祉活動の支援及び共同募金など福祉活動に関すること。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名ないし2名
- (3) 会計 1名
- (4) 部長 各部1名

- (5) 部担当 必要に応じ各部若干名
- (6) 会計監査 1名
- 2. 会長は、会を代表し会務を総括する。
- 3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
副会長は分担して各部を補佐する。
- 4. 会計は、出納事務を担当し、総会において会計結果を報告する。
- 5. 会長、副会長及び会計は、それぞれ建築協定委員会の委員長、副委員長、会計を兼務できるものとする。
- 6. 会計監査は、3ヶ月毎に会計を監査し、総会及び役員会において監査結果を報告する。
- 7. 部長は、部を総括し、部会の業務を遂行する。
- 8. 街区選出の役員・街区員は、分担する街区会員の意向を把握し、本会の組織と事業に反映させると共に、本会の決定連絡事項を分担する街区全員に伝達し、徹底する。
- 9. 各役職は兼務可能とするが、会長、副会長、会計、及び会計監査の間は兼務不可とする

(役員任期)

第7条 各役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2. 役員に欠員が生じた場合には補充を行う、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第8条 役員に、規約に違反し、あるいは役員の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任する事ができる。

第3章 会 議

(総 会)

第9条 総会は、本会の最高決定機関とし、議長及び書記（2名）は、その都度会員の中から選出する。

- 2. 通常、総会は、年1回、会計年度終了後、1ヶ月以内に会長が招集する。
- 3. 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の要求があったとき。（1ヶ月以内に）
 - (3) 役員会の決議があったとき。（1ヶ月以内に）
- 4. 総会は、次の事項を決議決定する。
 - (1) 予算の決定及び決算の承認。
 - (2) 会則（B地区藤沢自治会規約）の改廃、及び規約に基づく規程類の制定、改廃。
 - (3) 臨時会費の徴収。

(4) その他本会の運営に関する重要な事項。

5. 総会は、各戸1名をもって構成し、全会員の3分の2以上の出席を要する。
ただし、やむを得ないときは委任状をもって出席に代えることができる。
6. 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

(役員会)

第10条 役員会は、各部事業の企画立案を行い、その他本会の運営に関することを決定する。

2. 役員会は、役員によって構成され、会長が必要に応じて招集する。
3. 役員会の成立定足数及び議決は、第9条第5項及び第6項を準用する。

(部 会)

第11条 部会は、部長が招集し、部長及び関係役員によって構成される。

第4章 役員を選任

(役員選出調整委員会)

第12条 役員選出の為に、役員選出調整委員会を設置する。

第13条 役員選出調整委員会は役員相互により選ばれた調整委員により構成される。

2. 役員選出調整委員会の目的・仕事の内容に関しては役員選出調整委員会運営要綱を別に定める。

(役員を選任)

第14条 役員は総会において会員の中から選任される。

但し、会計監査役員は前期三役から互選により選任される。

第5章 財政その他

(財 政)

第15条 本会の財政は、会費その他寄付金・その他の収益により賄う。

(会 費)

第16条 本会の会費は、1世帯(1区画)当たり月額300円とし、年度始めに1年度分を、街区担当役員に納入し、担当役員は速やかに会計にそれを納入する。

2. 新入会員の会費は、16日以降の転入に限りその月を半額とし、会計年度末までの分を速やかに納入する。
3. 転出会員の会費は、15日以前の転出はその月を無料とし、16日以降の転出はその月を半額とし、会計年度末までの分を速やかに払い戻す。
4. 会費は原則として、区域内に居住する会員から徴収する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

<付 則>

第1条 この規約は、昭和53年3月26日以降、発効するものとする。

第2条 本会の所属する湘南ライフタウンB地区は、現在行政区域が藤沢市域と茅ヶ崎市域とに分かれていることから、現状の行政界に忠じて「湘南ライフタウンB地区藤沢自治会」「湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会」（以下「両自治会」という。）をそれぞれの所属する市へ届け出るが、B地区内共用付属施設が共通なことから、両自治会の運営に当たり、両自治会に関連する事項については、「湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会」を設け、協議の上運営するものとする。

この協議会は、別に定める「湘南ライフタウンB地区自治会連絡協議会運営規則」により運営するものとする。

第3条 本自治会には、市境問題が解決されるまでの間、役員会の承認を得て市境委員、若干名を置くことができる。市境委員は役員に準じて市境問題に関する活動を行う事ができる。

注1 昭和55年4月8日 第5条一部変更

注2 昭和58年4月3日 附則第2条一部変更

注3 昭和60年3月31日 附則第4条、5条追加

注4 平成7年4月2日 第5条、第6条一部変更

注5 平成10年4月5日 第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第20条、附則第2条、附則第3条、附則第5条の一部変更、及び、第9条、第12条、第18条、第21条、附則第4条の削除。総会により決定、変更部分は平成11年4月1日より発行する。

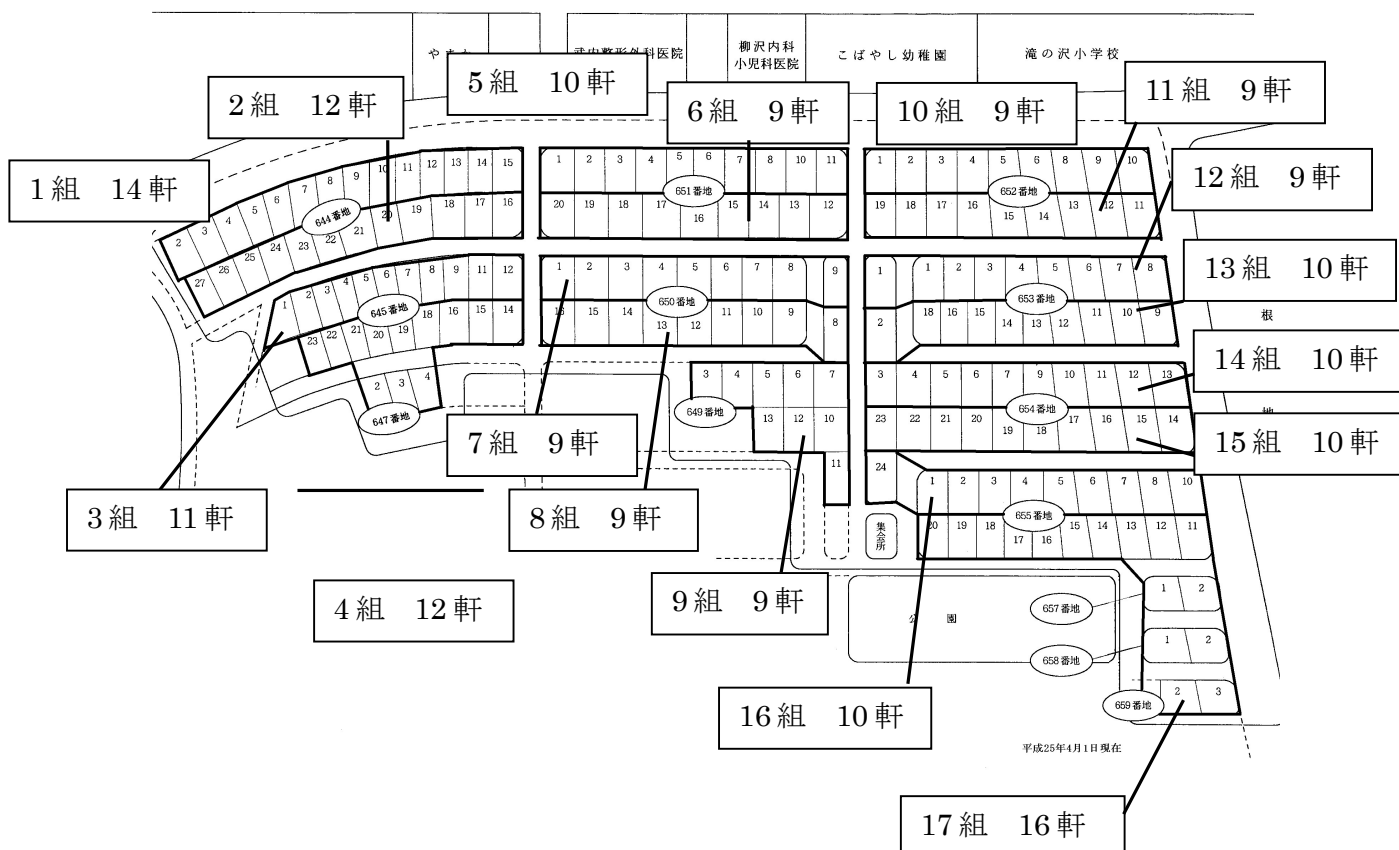
注6 平成22年3月28日 総会決定、第5条、第6条の一部改訂部分は平成22年4月1日より発効する。

注7 平成25年3月31日 総会決定、第5条、第6条の一部改訂部分は平成26年4月1日より発効する。

注8 令和2年3月29日 街区図の世帯名を削除

注9 令和5年（2023年）12月25日 第1条、第5条、第6条 変更

湘南ライフタウンB地区藤沢自治会 役員選出区分



組	街区	番地	組	街区	番地
1組	644北	644-2~15	2組	644南	644-16~27
3組	645北	645-1~9 645-11,12	4組	645南	645-14~16 645-18~23 647-2~4
5組	651-北	651-1~8 651-10,11	6組	651-南	651-12~20
7組	650北	650-1~8 649-9	8組	650-南	650-9~16 649-8
9組	649北	649-3~7 649-10~13	10組	652北	652-1~6 652-8~10
11組	652南	652-11~19	12組	653北	653-1~8 654-1
13組	653南	653-9~16 653-18 654-2	14組	654北	654-3~7 654-9~13
15組	654南	654-14~23	16組	655北	655-1~8 655-10 654-24
17組	655南	655-11~20 657-1,2 658-1,2 659-2,3			